

平川市道路法施行条例 第5条 占用料の額（令和3年4月1日より）

占用物件			占用料		
			単位	料金(円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年		380	
	第2種電柱			580	
	第3種電柱			780	
	第1種電話柱			340	
	第2種電話柱			540	
	第3種電話柱			740	
	その他の柱類			34	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年		3	
	地下に設ける電線その他の線類			2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年		330	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年		200	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		680	
郵便差出箱及び信書便差出箱			280		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年		670		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年		680		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		14	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			20	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			30	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			41	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			61	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			81	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			200	
	外径が1メートル以上のもの			410	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2
		その他のもの	その他のもの		7
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		540
		その他のもの	上空に設けるもの		340
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	200
法第32条第1項第4号に掲げる施設				680	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年		AIに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの			AIに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			AIに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			330	
	地下に設ける通路			200	
その他のもの			680		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日		7
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月		67
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		670
	標識		1本につき1年		540
	旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		7
		その他のもの	1本につき1月		67
	幕(令第7条第4号に掲げる工事事務施設であるものを除く。)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		67
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		670	
	その他のもの			330	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年		680
令第7条第3号に掲げる施設					AIに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事事務施設及び同条第5号に掲げる工事事務材料			占用面積1平方メートルにつき1月		67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					68
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	上空に設けるもの			AIに0.023を乗じて得た額
					AIに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの			AIに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの			AIに0.008を乗じて得た額
その他のもの	階数が3以上のもの			AIに0.01を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年		AIに0.023を乗じて得た額
	その他のもの				AIに0.016を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物				AIに0.023を乗じて得た額
	その他のもの				AIに0.016を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの				AIに0.023を乗じて得た額
	その他のもの				AIに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具					AIに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの				AIに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの				AIに0.023を乗じて得た額
	その他のもの				AIに0.033を乗じて得た額